

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その翌日)

## 規則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十三年六月二十八日

### 鳥取県規則第五十五号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条各号列記以外の部分中「第一号から第四号まで」を「第一号から第五号まで」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

#### 五 敷網漁業

第八条第八号を次のように改める。

八 固定式刺網漁業（推進機関を備えない船舶により一重網を使用するものを除く。）

第八条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

#### 十二 かご網漁業

第九条第一項中「第一号から第四号まで」を「第一号から第五号まで」に改める。

第十二条第一項中「第一号から第四号まで」を「第一号から第五号まで」に改める。

第四十五条の表を次のように改める。

## 目次

- ◆規 則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則
- ◆告 示 生活保護法による指定医療機関の廃止
- ◆規 則 生活保護法による医療機関の指定

- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 生活保護法による医療機関の指定
- 旧慣使用林野整備計画の認可

- 地籍調査の成果の認証

- 争議行為の実施

- ◆公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

- 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する

- 規則

- ◆公 告 毒物劇物取扱者試験の合格者

- ◆雜 報 鳥取食糧事務所管内出張所の位置の変更

- ◆正 誤 昭和四十三年五月鳥取県告示第三百六十一号中訂正

漁業の種類	禁 止 区 域
中型まき網漁業(総トン数十五トン未満の船舶によるまき網漁業を除く。)	最大高潮時海岸線から一万五千メートル以内の海域
中型まき網漁業(総トン数十五トン以上の船舶によるまき網漁業並びにとびうおまき網漁業及びばらまき網漁業を除く。)	東部海域にあつては最大高潮時海岸線から三千メートル以内及び東部海域以外の海域にあつては最大高潮時海岸線から五百メートル以内の海域
小型まき網漁業(とびうおまき網漁業及びばらまき網漁業を除く。)及び浮敷網漁業	東部海域にあつては最大高潮時海岸線から二千メートル以内及び東部海域以外の海域にあつては鳥取県地先における最大高潮時海岸線から四千メートル以内の海
えびけた網漁業	東部海域以外の海域のうち鳥取県地先における最大高潮時海岸線から三千メートル以内の海域
こうがい網漁業	最大高潮時海岸線から千五百メートル以内の海域
中型まき網漁業(総トン数十五トン未満の船舶によるまき網漁業を除く。)	東部海域にあつては最大高潮時海岸線から三千メートル以内及び東部海域以外の海域にあつては最大高潮時海岸線から五百メートル以内の海域
中型まき網漁業(総トン数十五トン以上の船舶によるまき網漁業を除く。)及び小型まき網漁業	東部海域にあつては最大高潮時海岸線から五万メートル以内の海域

第四十八条の表を次のように改める。

敷 網 漁 業	二 隻	七・五キロワット(二隻の場合 は、一隻を五キロワットとする。)
その他の漁業(最大高潮時海岸線から五万メートル以内の海域における漁業に限る。)	一 隻	五キロワット

(施行期日)  
附 則

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則施行の際現に固定式刺網漁業(三重網漁業を除く。)又はかご網漁業を営む者が、この規則施行の日から三十日を経過する日までにこの規則による改正後の鳥取県海面漁業調整規則(以下「改正後の規則」という。)第九条の規定による許可の申請をした場合は、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間は、改正後の規則第八条の規定は適用しないものとする。
- この規則による改正前の鳥取県海面漁業調整規則第八条又は第十二条第一項の規定によりした敷網漁業及び三重網漁業の許可又は当該許可の内容の変更の許可でこの規則施行の際現に効力を有するものは、改正後の規則第八条又は第十二条第一項の規定によりした許可とみなす。
- この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 告 示

## 鳥取県告示第四百七十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年六月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廢 止 年 月 日
大山口診療所	西伯郡大山町 所子五八六ノ一	外科、胃腸科、内科、肛門科、麻酔科	昭和四十三年四月三十日
フクミツ医院	倉吉市堺町二丁目 二三九番地	産婦人科	〃 五月十一日

鳥取県告示第四百八十号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。  
昭和四十三年六月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十三年 四月十日	中本内科医院	東伯郡東伯町大字 八橋一七四〇番地	内科、消化器科	中本二朗

鳥取県告示第四百八十二号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。  
昭和四十三年六月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十三年 四月一日	菊川病院	境港市上道町 一八九四番地	整形外科、外科、皮膚科、産婦人科	菊川秀親

## 鳥取県告示第四百八十一号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年六月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廢 止 年 月 日
菊川医院	境港市上道町 一八九四番地	整形外科、外科、皮膚科、産婦人科	昭和四十三年三月三十日
竹田内科	鳥取市本町二丁目 九番地	内科一般	〃 五月十五日

五 月 一 日	佐 古 診 療 所	西伯郡大山町末長 二四三ノ八
		外 科、内 科 佐古堅太郎

米子市	羽合町	事業主体名	調査年度	認証事業量
昭和三十七年度及び	昭和四十一年度	鳥取県知事 石破二朗	昭和四十年度及び	二二六・八八 ha
昭和三十八年度			昭和四十一年度	

鳥取県告示第四百八十四号  
国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第六条の三第二項の規定により定めた事業計画に基づき実施した地籍調査の成果を同法第十九条第二項の規定に基づき認証したので、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年六月二十八日

鳥取県告示第四百八十三号  
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定により、三朝町長から申請のあつた中津地区旧慣使用林野整備計画を昭和十三年六月二十七日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年六月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第四百八十五号  
労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、米子地区一般労働組合因伯通運支部長安田秀男から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年六月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

#### 一 事件

- (一) 夏季一時金支給に関すること。
- (二) 時間短縮に関すること。
- (三) 交替要員の確保に関すること。
- (四) その他労働条件の改善に関すること。

#### 二 日時

昭和四十三年七月三日午前八時以降この事件が解決するまで

#### 三 場所

米子市内及びその周辺

#### 四 概要

三に掲げる場所の全域にわたり、あらゆる形の争議行為を実施する。

00994

## 公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年六月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

### 鳥取県公安委員会規則第六号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第七条」に改める。

第六条の二中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 争訟事務に関すること。

第十四条中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 交通反則行為の処理に関すること。

第二十一条を次のように改める。

(科学捜査研究室)

第二十一条 第七条に規定するもののほか、刑事部に、科学捜査研究室を置く。

2 科学捜査研究室においては、法医学及び理化学等に関する研究、実験及び鑑定に関する事務をつかさどる。

- 3 科学捜査研究室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は技術吏員をもつてある。
- 4 室長は、上司の命を受け、科学捜査研究室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(交通反則通告センター)

第二十二条 交通部に、交通反則通告センター(以下「センター」という。)を附置する。

2 センターの位置は、鳥取市、倉吉市及び米子市とする。

3 センターにおいては、交通反則金の納付の通告及び交通反則金不納付事件等に関する事務をつかさどる。

4 センターに、通告官を置き、センターの所在地を管轄する警察署の署長をもつてある。

5 通告官は、上司の命を受け、センターの事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

### 附 則

この規則は、昭和四十三年七月一日から施行する。

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年六月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

## 鳥取県公安委員会規則第七号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則  
派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

## 別表の鳥取県米子警察署の項中

伯仙町福万 "	伯仙町大字福万	伯仙町のうち 大字河岡、福万、石州府、日下
米子市上新印 "	米子市上新印	米子市のうち 上新印、下新印、古豊千、高島、 東八幡、水浜、一部、赤井手
伯仙町尾高 "	伯仙町大字尾高	伯仙町のうち 大字尾高、下郷、泉、岡成及び 大山町大字赤松のうち小字一の 谷、大谷、下模原
米子市蚊屋 "	米子市蚊屋	米子市のうち 二本木、蚊屋、今在家、浦津、 吉岡、熊党
米子市福万 "	米子市福万	米子市のうち 河岡、福万、石州府、日下
" 上新印 "	" 上新印	" 上新印、下新印、古豊千、高島、 東八幡、水浜、一部、赤井手
" 尾高 "	" 尾高	" 尾高、下郷、泉、岡成 大山町大字赤松のうち 小字一の谷、大谷、下模原

を

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。  
附 則

## 公 告

昭和43年6月11日実施した毒物劇物取扱者試験に合格した者は、次のと  
おりである。

昭和43年6月28日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

津 村 忠 彦  
西 脇 量 子  
牧 田 勝 義

## 農業用品目毒物劇物取扱者試験の合格者

中 嶋 幾 長  
平 木 笠 垣 田 和 清  
衣 淑 春 健 夫  
岡 寿 兒 守 夫  
細 田 和 文  
森 谷

" 蚊屋 "	" 蚊屋 "	米子市のうち 二本木、蚊屋、今在家、浦津、 吉岡、熊党
--------	--------	-----------------------------------

00996

第3948号 (第三種郵便物認可)

7 昭和43年6月28日 金曜日

## 鳥取県公報

## 雜 報

鳥取食糧事務所管内出張所の位置を次のとおり変更したので、お知らせします。

昭和43年6月28日

鳥取食糧事務所長 吉 田 鉄 太 郎	移転年月日 昭和43年6月1日	府舎所在地 東伯郡三朝町字山田765
" 東伯出張所 "	"	東伯町字穂方558の1
" 気高支所青谷出張所 "	3月1日	氣高郡青谷町大字青谷4059の3

正

點

昭和四十三年五月鳥取県知事第3445号(解除予定の保安林について)中次の管所に譲りがゆつたのを、記す。

貢段行謹	正
上 ハ 九五一〇七	九五一〇七 (以上二十筆国有林)
十四	九二一〇一
"	九二一〇一 (国有林)